

# 減災に向けた取組（令和2年5月22日改定）

達成すべき目標

**「人的被害をなくすこと」、「物的被害を最小限度にとどめること」**

## 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

- 情報伝達、避難計画等に関する事項
  - ① 河川・海岸管理者からの情報提供
  - ② 水害対応タイムラインの作成
  - ③ 水害危険性の周知
  - ④ 危険レベルの統一化による防災情報の整理
  - ⑤ ダム放流情報等の活用
  - ⑥ 隣接区市町村等への避難体制の共有
  - ⑦ 要配慮者利用施設等における避難計画の作成等
- 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
  - ⑧ 洪水浸水予想区域図等の共有
  - ⑨ 水害ハザードマップの周知
  - ⑩ まるごとまちごとハザードマップの促進
  - ⑪ 浸水実績等の周知
  - ⑫ 自助・共助の仕組みの強化
  - ⑬ 避難訓練の充実
  - ⑭ 防災教育の充実
- 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項
  - ⑮ 水位計、河川監視用カメラの整備

## 3) 氾濫水の排水に関する取組

- 氾濫水の排水に関する事項
  - ⑳ 排水施設、排水資器材の運用方法の改善

## 2) 的確な水防活動のための取組

- 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項
  - ⑯ 水防上注意を要する箇所の確認、水防資器材の整備等
  - ⑰ 水防訓練の充実
  - ⑱ 水防に関する広報の充実
  - ㉑ 水防活動を行う消防団間での連携
- 多様な主体による被害軽減対策に関する事項
  - ㉒ 災害拠点病院等への情報伝達
  - ㉓ 区市町村庁舎等の機能確保

## 4) その他の取組

- その他の事項
  - ㉔ 河川管理施設の整備
  - ㉕ 樋門、樋管等の運用体制の確保
  - ㉖ 地方公共団体への財政的支援
  - ㉗ 適切な土地利用の促進について
  - ㉘ 災害時及び災害復旧に対する支援強化
  - ㉙ 災害情報等の共有体制の強化
  - ㉚ 地方自治法に基づく技術的助言

※赤字は平成31年1月の緊急行動計画の改定を受けて新規追加した取組項目